法律科目試験問題（行政法）　配点50点

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）８条にいう主務大臣であるＡは、訪問販売業を営む企業であるＢの営業員が訪問販売に際して法６条３項に違反する悪質な行為をしたことを理由に、Ｂに対して、法８条１項に基づき、６か月の業務停止を命じる処分（以下「本件処分」という。）を行い、同条２項に基づく公表をした。

本件処分の根拠とされた違反事実は、Ｂの営業員が、契約の勧誘の目的を告げずに高齢者であるＣの自宅に上がり込み、深夜１２時過ぎまで長時間にわたって居座り、乱暴な言葉を使うなどして契約をさせ、さらに、後日、Ｃがクーリング・オフ期間内に契約を解除しようとしたのに対し、大声で罵倒するなどしてそれを妨げたというものである。

Ｂは、本件処分の理由とされた違反事実は存在せず、Ｃがクーリング・オフ期間を過ぎてから契約を解除しようとして拒否されたため、行政機関に虚偽の申出をしたものであるとして、本件処分に反発しており、本件処分後ただちに、その取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

本件処分が抗告訴訟の対象である処分にあたることを前提にして、以下の設問に解答しなさい。

〔設問〕

１．Ｂは、本件訴訟を提起したものの、長期間の業務停止によって経営状態が悪化し、本件訴訟の係属中に倒産する可能性もあるため、できるだけ早く営業を再開したいと考えている。Ｂが早期に営業を再開するために用いるべき法的手段を挙げたうえで、当該法的手段の要件を、事案に即して説明しなさい。（３０点）

２．Ｂは、本件訴訟において、違反事実が存在しないという主張が認められて勝訴した場合には、本件処分によって生じた営業損失や信用の毀損等の損害につき、国に賠償を求めたいと考えている。本件訴訟におけるＢの勝訴が確定した後で、Ｂが上記の損害の賠償を求める訴訟を提起した場合において、Ｂの請求が認められる可能性につき、法律が定める賠償責任の要件に即して述べなさい。（２０点）

資料１　特定商取引に関する法律　（抜粋）

（禁止行為）

第６条

１、２　（略）

３　販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

４　（略）

（業務の停止等）

第８条　主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第３条、第３条の２第２項若しくは第４条から第６条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、１年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

２　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

## 資料２　クーリング・オフ制度

訪問販売や割賦販売などにおいて、契約の申込み又は締結をした購入者等が、契約の申込み等の後一定の冷却期間中に限って、損害賠償又は違約金の請求を受けることなく、申込みの撤回や契約の解除を行うことができる制度。訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売等について、取引の公正と購入者等の保護を図るため、「特定商取引に関する法律」等に基づき一定期間のクーリング・オフが認められる。

出典：有斐閣法律用語辞典（第３版）